



しあわせ便り

第20号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ

「正規雇用と非正規雇用」、もうすぐ働き方改革の施行後1年

前第19号で労働者の区分について説明したところ、世間で言われる正規雇用(労働者)と非正規雇用(労働者)の違いについてご質問がありましたので説明します。

これらについても、労使双方がそれぞれ都合の良い解釈をしているのではないかと思います。

原則的な基準は前号で示した①労働契約期間の定めの有無で判断するのが適当です。つまり、労働契約期間の定めがない労働者は正規雇用、定めのある労働者は非正規雇用と区分されます。

パートタイム労働者には正規雇用と非正規雇用の双方に区分される者があることとなります。労働契約期間の有無は労働契約書(労働条件通知書)で定めますが、自動的に雇用期間が延長されている場合等、実態が契約書と相違がある場合は実態に沿って判断されます。

【表1 賃金払いの5原則】

① 通貨払い	現金または本人口座振込み
② 直接払い	他人に支払うことは原則不可
③ 全額払い	税金等外の控除は労使協定必要
④ 月1回以上払い	時、日、週、月払など
⑤ 一定期日払い	一定の支給日を定め支払う

自由に決められる事項であり、賞与の支給も任意なので共通の区分基準にはなりません。

また、非正規雇用労働者はいつでも解雇できていると思っている事業主もいまだにいますが、正規・非正規を問わず、契約期間中に解雇するためには一定の要件を満たす必要があります。

令和2年4月1日(中小企業は令和3年4月1日)からは、正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差が禁止になりますので、社内の取り扱いを一度見直されてはいかがでしょうか。

なお、労働契約期間や賃金を含む労働条件等は、正規雇用・非正規雇用を問わず「書面などで明示しなければならない。」と労働基準法第15条に定められていますので、将来の労使紛争を予防するためにも労働契約書の作成をお勧めいたします。

さて、平成31年4月1日に働き方改革関連法が順次施行されました。すべての事業に適用され、早急な対応が必要なものとして第10号で説明したものが、年次有給休暇の付与義務と労働時間の把握です。

また、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制も施行されます。やがて施行後1年を迎える働き方改革関連法ですが、適切に実施できていますか? 事業主にとって過酷とも思える法律ですが、これらを実施する過程で生産性の向上という成果を生み、結果として「企業収益と労働環境の改善＝企業の発展と継続」が見込まれますので、ぜひ積極的に実施していただきたいものです。

本年もたくさんのご厚情を賜り本当にありがとうございました。来年もみなさまのしあわせを祈念しつつ、役立つ情報を発信しますのでよろしく願いいたします。

1月の総務課ダイアリー

- ・1月10日…源泉所得税及び市町村民税の納付期限
- ・1月20日…源泉税納期特例承認の納付期限
- ・1月31日…源泉徴収票等の法定調書の提出期限

おしらせ

・12月2日は「社労士の日」です

～記念広報:アニメ動画『パパの選択』配信開始のお知らせ～

<https://www.sr-message.jp/> ぜひご覧ください。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.20 しあわせは健康から

